

防衛医科大学校病院規則第4号

防衛医科大学校病院放射線部運営委員会規則を次のように定める。

平成17年4月1日

防衛医科大学校病院長 早川正道

防衛医科大学校病院放射線部運営委員会規則

改正 平成18年3月31日規則第3号
平成23年4月1日規則第2号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院放射線部（以下「放射線部」という。）の円滑な運営を図るための防衛医科大学校病院放射線部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（管理・運営担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内科1部門長
- (2) 内科2部門長
- (3) 外科1部門長
- (4) 外科2部門長
- (5) 外科3部門長
- (6) 脳神経外科部長
- (7) 泌尿器科部長
- (8) 産科婦人科部長
- (9) 放射線科部長
- (10) 放射線部長
- (11) 放射線部技師長
- (12) 病院企画調整官
- (13) 病院運営課長
- (14) 病院長の指名する者1名

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線部の運営に関する事。
- (2) 放射線部の施設及び器材等に関する事。
- (3) その他放射線部に関する事。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。